特定非営利活動法人　あしりべつ川の会　定　款

第　1　章　　総　　則

(名　称)

第　1条　この法人は、特定非営利活動法人あしりべつ川の会という。

(事務所)

第　2条　この法人は、主たる事務所を札幌市に置く。

第　2　章　　目的及び事業

(目　的)

第　3条　この法人は、清田区の中心を流れる「あしりべつ川」の活用や、あしりべつ川緑地のパークゴルフ場の運営・管理を通して、大人や子供が、水と緑豊かな自然の中で、心がふれあう真に人間性溢れた環境の保護を目指し、子供の健全育成を図りながら、地域コミュニティのまちづくりの推進を行い、ひいては、札幌市の森と水に調和した社会教育の発展を推し進めるべく、より住みやすい社会の創造に寄与し、次世代に引き継いでいくことを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第　4条　この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1)　社会教育の推進を図る活動
(2)　まちづくりの推進を図る活動
(3)　環境の保全を図る活動
(4)　子どもの健全育成を図る活動

(事　業)

第　5条　この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1　特定非営利活動に係る事業

(1)　あしりべつ川自然環境整備保全事業
(2)　あしりべつ川体験事業
(3)　あしりべつ川緑地パークゴルフ場運営・管理事業
(4)　あしりべつ川右岸フラワーロード事業
(5)　あしりべつ川鯉のぼり事業

(6) あしりべつ川を活用したイベントの開催及びコミュニティへの情報発信事業

第 3 章　会　　員

(種　別)

第 6 条　この法人の会員は、次の 2 種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1) 正　会　員　この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員　この法人の趣旨に賛同し事業を援助するために入会した個人及び団体

(入　会)

第 7 条　会員の入会については、特に条件を定めない。

2　会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3　理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び年会費)

第 8 条　会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第 9 条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して 1 年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退　会)

第 10 条　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除　名)

第 11 条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、

これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)　この定款等に違反したとき。

(2)　この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条　既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第　4　章　　役員及び職員

(種別及び定数)

第13条　この法人に次の役員を置く。

(1)　理　事　　3人以上5人以下

(2)　監　事　　1人以上2人以下

2　理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条　理事及び監事は、総会において選出する。

2　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職　務)

第15条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4　監事は、次に掲げる業務を行う。

(1)　理事の業務執行の状況を監査すること。

(2)　この法人の財産の状況を監査すること。

(3)　前2号の既定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4)　前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5)　理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第１６条　役員の任期は、２年とする。ただし再任を妨げない。

2　前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第１７条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解　任)

第１８条　役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合には、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)　心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2)　職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第１９条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職　員)

第２０条　この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2　職員は、理事長が任免する。

第　5　章　　総　　会

(種　別)

第２１条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

(構　成)
第２２条　総会は、正会員をもつて構成する。

(権　能)
第２３条　総会は、以下の事項について議決する。
(1)　定款の変更
(2)　解散
(3)　合併
(4)　事業計画及び収支予算並びにその変更
(5)　事業報告及び収支決算
(6)　役員の選任及び解任、職務及び報酬
(7)　入会金及び会費の額
(8)　借入金(その事業年度内の収入をもつて償還する短期借入金を除く。第５０条において同じ。)その他の新たな義務の負担及び権利の放棄
(9)　事務局の組織及び運営
(10)　その他運営に関する重要事項

(開　催)
第２４条　通常総会は、毎年１回開催する。
2　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1)　理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
(2)　正会員総数の５分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
(3)　第１５条第４項第４号の規定により、監事から招集があったとき。

(招　集)
第２５条　総会は、前条第２項第３号の場合を除き、理事長が招集する。
2　理事長は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から３０日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

(議　長)
第２６条　総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)
第２７条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

(議　決)
第２８条　総会における議決事項は、第２５条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)
第２９条　各正会員の表決権は、平等なるものとする。
2　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3　前項の規定により表決した正会員は、前２条、次条第１項及び第５１条の適用については、総会に出席したものとみなす。
4　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)
第３０条　総会の議事について、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1)　日時及び場所
(2)　正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
(3)　審議事項
(4)　議事の経過の概要及び議決の結果
(5)　議事録署名人の選任に関する事項
2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名、押印しなければならない。

第　6　章　　理　事　会

(構　成)
第３１条　理事会は、理事をもって構成する。

(権　能)

第３２条　理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1)　総会に付議すべき事項

(2)　総会の議決した事項の執行に関する事項

(3)　その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開　催)

第３３条　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)　理事長が必要と認めたとき。

(2)　理事総数の３分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3)　第１５条第４項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招　集)

第３４条　理事会は、理事長が招集する。

2　理事長は、前条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から３０日以内に理事会を招集しなければならない。

3　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

(議　長)

第３５条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議　決)

第３６条　理事会における議決事項は、第３４条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって可決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第３７条　各理事の表決権は、平等なるものとする。

2　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3　前項の規定により表決した理事は、次条第１項第２号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に

加わることができない。

(議事録)

第３８条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　日時及び場所

(2)　理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあっては、その旨を付記すること。)

(3)　審議事項

(4)　議事の経過の概要及び議決の結果

(5)　議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名、押印しなければならない。

第　7　章　　資産及び会計

(資産の構成)

第３９条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1)　設立の時の財産目録に記載された資産

(2)　入会金及び会費

(3)　寄付金品

(4)　財産から生じる収入

(5)　事業に伴う収入

(6)　その他の収入

(資産の区分)

第４０条　この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の１種とする。

(資産の管理)

第４１条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第４２条　この法人の会計は、法第２７条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)
第４３条　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の１種とする。

(事業計画及び予算)
第４４条　この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を得なければならない。

(暫定予算)
第４５条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。
２　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)
第４６条　予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
２　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)
第４７条　予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)
第４８条　この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
２　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)
第４９条　この法人の事業年度は、毎年１月１日に始まり同年12月３１日に終わる。

(臨機の措置)
第５０条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なけれ

ばならない。

第　8　章　　定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第５１条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第２５条第３項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(1)　主たる事務所及び従たる事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わないもの)
(2)　資産に関する事項
(3)　公告の方法

(解　散)

第５２条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1)　総会の決議
(2)　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
(3)　正会員の欠亡
(4)　合併
(5)　破産
(6)　所轄庁による設立の認証の取消し

2　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。

3　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第５３条　この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第１１条第３項に掲げる者のうち、国又は地方公共団体に譲渡するものとする。

(合　併)

第５４条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第　9　章　　公告の方法

(公告の方法)

第５５条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に

掲載して行う。

第 10 章　雑　　則

(細　則)

第56条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附　　則

1　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2　この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	長岡武夫
副理事長	嶋川徳志
理　事	小林荘子路
理　事	戸蒔　稔
理　事	北川晴一
監　事	大場正廣
監　事	曾我行夫

3　この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成18年12月31日までとする。

4　この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5　この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成18年12月31日までとする。

6　この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)　年会費　　個人　5,000円　　法人　10,000円